

報道関係者 各位

令和5年10月16日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 平井 秀明

主任地方賃金指導官 高橋由里子

電話番号 052(972)0258

愛知県の特定最低賃金(2業種)の改正について

- 1 愛知地方最低賃金審議会(会長 中山徳良)は、本年8月4日、愛知労働局長(局長 阿部 充)から愛知県の特定最低賃金の改正決定に係る諮問を受け、慎重に審議を重ねた結果、10月16日、愛知労働局長に対し、現行の愛知県特
定最低賃金(2業種)の時間額を改正決定する旨の答申を行いました。(裏面参照)
- 2 この答申を受けて愛知労働局長は、本年12月16日から効力が発生(予定)
するよう異議申出などの所要の手続を行うこととしています。
- 3 なお、愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低
賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、今回
答申を受けたのは「特定最低賃金」です。
「愛知県最低賃金」は、令和5年10月1日から時間額1,027円に改正さ
れています。

「愛知県特定最低賃金」改正決定状況

令和 5 年 10 月 16 日答申

特定最低賃金名	現行金額 (時間額)	引上額	答申金額 (時間額)	引上率	効力発生 予 定 日
製鉄業、製鋼・ 製鋼圧延業、鋼材 製造業最低賃金	1,018 円	41 円	1,059 円	4.03%	令和 5 年 12 月 16 日
輸送用機械器具 製造業最低賃金	997 円	31 円	1,028 円	3.11%	

(参考)

愛知労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>)
においても情報提供しています。